

平成20年12月12日

各 位

会社名 テクモ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 柿原 康晴
(コード番号 9650 東証第一部)
問合せ先 経営管理部長 向井 規浩
(TEL. 03-3222-7645)

定款一部変更及び決算期変更に関するお知らせ

当社は、平成20年12月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年1月26日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、平成20年11月18日付プレスリリース「テクモ株式会社と株式会社コーエーとの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社は、株式会社コーエーと共同して、平成21年4月1日（予定）を期して、株式移転によりコーエーテクモホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」）を設立（以下「本株式移転」）することを平成20年11月18日開催の取締役会において決議しておりますが、このために本株式移転の承認に関する議案（以下「本株式移転議案」）を本臨時株主総会に付議することを予定しております。そして、下記1. (2) 及び (3) 記載の定款変更は、本株式移転議案が承認可決されること、並びに、平成21年3月31日の前日までに本株式移転議案において承認された株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成21年3月31日にその効力を生じるものといたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株券電子化制度を規定した「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行されることに伴い、同法附則第6条1項の規定により当社が平成21年1月5日に株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をしたものとみなされることに基づき、当社定款の株券の発行及び実質株主に関する定めを削除し、現行定款第8条（株券の発行及び単元未満株券の不発行）以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。
- (2) 当社の事業年度は毎年12月31日を末日としておりますが、本株式移転議案が承認されますと共同持株会社が設立され、その事業年度の末日が毎年3月31日であり、経営計画の策定や業績管理など、経営及び事業運営全般にわたって効率化を図るた

め、当社の事業年度の末日も3月31日とする決算期の変更を行うものです。

(3) 当社は、定時株主総会等の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、定款第12条に基準日に係る規定を定めておりますが、本株式移転議案が承認され、平成21年4月1日（予定）をもって本株式移転を実施いたしますと、当社の株主は共同持株会社1名となり、基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。これに伴いまして、基準日制度は廃止することとし、現行定款第12条（基準日）を削除するとともに、現行定款第12条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条 1. 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2. 前項の規定に係らず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式売渡請求)</p> <p><u>第9条 1. 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求（以下「売渡請求」という。）することができる。ただし、当社が売渡請求を受けた株式数に相当する自己株式を有しないときはこの限りではない。</u></p> <p><u>2. 売渡請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備えておき、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿（以下「<u>株主名簿等</u>」という。）への記載または記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、届出の受理及び株券喪失登録手続等株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式売渡請求)</p> <p><u>第8条 1. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求（以下「売渡請求」という。）することができる。ただし、当社が売渡請求を受けた株式数に相当する自己株式を有しないときはこの限りではない。</u></p> <p><u>2. 売渡請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備えておき、株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類、株主名簿等に関する取扱い、その他株式及び新株予約権等に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第13条～第39条 (省 略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>第41条～第42条 (省 略)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株主名簿及び新株予約権等に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>第11条～第37条 (現状どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までの1年とする。</p> <p>第39条～第40条 (現状どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって毎年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる。</p> <p>第44条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる。</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録名簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。なお、本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日をもってこれを削除する。</u></p> <p>第2条 <u>第38条の規定にかかわらず、第44期事業年度は、平成21年1月1日から平成21年3月31日までの3ヶ月間とする。なお、本条は第44期事業年度終了後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 1 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 1 月 26 日（但し、上記 1. (2) 及び (3) 記載の定款変更の効力発生日は平成 21 年 3 月 31 日）

4. 今後の見通し

平成 20 年 12 月期（平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、当社現行定款第 42 条（定款変更後の第 40 条）（剰余金の配当）及び第 41 条（定款変更後の第 39 条）（剰余金の配当等の決定機関）に従い、平成 20 年 12 月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿（もしあれば）を含みます。）に記載または記録された株主または登録株式質権者の皆様に対し、平成 21 年 2 月中旬に開催予定の当社取締役会の決議に基づき当社よりお支払いする予定でございます。当該剰余金の配当に関する議案及びその承認につきましては、すでに開示されている配当予想と同様の水準により行う予定でございます。

また、平成 21 年 3 月期（平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）及び平成 22 年 3 月期（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）にかかる業績見通しにつきましては、平成 21 年 2 月中旬頃に発表予定の平成 20 年 12 月期決算短信において公表する予定です。

以 上